

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年9月15日（平成29年（行情）諮問第371号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行情）答申第278号）

事件名：特定年月日に発生したシステム障害について特定会社から金融庁に報告された内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日特定時間帯に発生したシステム障害について特定会社から金融庁に報告された内容が記載されている書類」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月13日付け金監第3273号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、請求した行政文書の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（意見書及び資料については省略）。

（1）現状に至る背景（時系列）

ア 金融庁のアドバイスで損害賠償裁判

特定年月日、審査請求人は特定会社を利用したインターネットのトレード（以下「ネットトレード」という。）で特定会社のシステム障害により損切りができなかったことから損害を被ったとして特定会社に損害賠償を求める裁判を起こした（特定事件番号損害賠償請求事件）。

これは、金融庁の相談窓口担当から「解決するには裁判しかない。決定的証拠がないので特定会社に対して情報公開を求めて戦う。情報公開が出来ない場合はその理由を追求するしかない」とのアドバイスに従ったものだった。

イ 特定地裁からの情報開示請求

裁判の中で、審査請求人は特定年月日のシステム障害について特定

会社が金融庁に報告した内容の情報開示を求め、裁判長が金融庁に開示請求した。これに対して、金融庁から不開示の通達があった。このため裁判長は特定会社に対して金融庁へ提出した報告書の提出を求めた。

ウ 請求人からの情報開示請求

審査請求人は、個人で金融庁に特定年月日の情報開示請求し、金融庁から原処分に係る行政文書不開示決定通知書が送られてきた。

エ 特定会社が裁判長請求に応じた資料を提出

特定会社が金融庁へ提出した報告として乙30として提出。

しかるに、この乙30には金融庁の押印がある。金融庁からの上記イの不開示の通達では特定会社から金融庁に提出した報告を特定地裁に対して不開示としているにもかかわらず、特定地裁に開示されたことになり、開示までの経緯や乙30の信憑性が疑われる。

特定会社の信憑性に関しては、特定会社が提出した審査請求人との電話録音CDを特定研究所に鑑定の見積り依頼したところ、「予備分析で明らかに2か所の編集がなされていることが分かった。本調査ではさらに編集箇所が見つかる可能性がある」特定研究所から報告があった。この鑑定には約60万円を要するため（見積書は手元にある）、弁護士のアドバイスに従い審査請求人は鑑定を留保している。特定会社が自社の都合の良いように編集したことは明らかである。

(2) 請求の理由

ア ネットトレードではユーザーが決定的証拠を持ち得ない。

裁判長は審査請求人に対して損切り操作した証拠の提出を求めた。審査請求人は技術の専門家や弁護士と相談し、ユーザーとしてはビデオカメラでネットトレードの様子を撮影して残す方法がベストとの結論に至った。しかし、特定会社はビデオ撮影の必要性を審査請求人に伝えずホームページなどでの記載もなく、また審査請求人はこのような事態を予想していなかったため撮影はしていなかった。しかし、仮にビデオ撮影していても直接の証拠ではなく、決定的な証拠とはいえない。

この件で金融庁に相談したところ、「ユーザーがモニターに向かって操作した証拠を出すのは非常に厳しい、不可能」と言われた。

すなわち、ネットトレードではユーザーが決定的証拠を持ちえず、他方、証券会社は操作の有無を含めた全ての記録を所有しており、本件のような裁判では証券会社が圧倒的に有利であり、審査請求人が少しでも特定会社との関係で対等に近付けるよう本件請求の情報開示を求めます。

イ 特定年月日は特定会社が主張する障害以外の障害があった

審査請求人は特定年月日13時以降、特定会社でネットトレード中に発注画面の数字表示が減茶苦茶になり、発注画面表示が激しく上下したこと（当然発注画面からの操作が出来なかった）、チャート画面の表示が止まったことを見ており、長年システムを取り扱った経験から特定会社のシステムでソフトの記憶が壊れたことを直感した。また、審査請求人と同様に特定年月日の特定会社の障害に関して特定会社と裁判で争っている特定地域のユーザーも特定年月日の12時55分頃、発注画面が真っ白になり操作できなかったと主張している。

特定会社が提出した乙30ではこれらが含まれていないので、この観点からも乙30の信憑性が疑われる。

ウ 特定会社の資料提出により不開示の理由がなくなった

特定会社は金融庁の判を押した報告なるものを特定地裁に提出しており、既に金融庁が不開示とした理由は消滅している。金融庁から本物であることが担保された報告を出していただき、信憑性が疑われる特定会社の資料と比較したい。

金融庁からの本件請求の報告提出先は特定地裁でも良いとします。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月25日付け行政文書開示請求（同月28日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、法12条1項に基づき、処分庁が行った原処分については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る本件対象文書は、次のとおりである。

「特定年月日特定時間帯に発生したシステム障害について特定会社から金融庁に報告された内容が記載されている書類」

2 原処分について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の存否を回答するだけで不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせず不開示とした。

(2) 処分庁が、上記(1)のとおり不開示とした理由は、次のとおりである。

すなわち、システム障害について金融商品取引業者から金融庁に報告された文書については、当該文書の存否を回答することにより、通常公にされていない特定の金融商品取引業者から金融庁に対して提出・報告される当該金融商品取引業者の報告対象となるシステム障害等の発生の有無が判明するものであるところ、一般に特定の金融商品取引業者における報告対象となるシステム障害等の発生の有無については、これが公

になることにより，当該金融商品取引業者のシステムの安定性について憶測を招き，当該金融商品取引業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって，当該文書の存否を回答するだけで不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定に基づき，行政文書の存否を明らかにせず不開示とした。

3 原処分の妥当性について

(1) はじめに

本件においては，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することになるから，原処分は適法であり，これに対する審査請求人の主張には理由がない。

以下，詳述する。

(2) 本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することになること

ア 法5条2号イに該当すること

(ア) 意義等

a 意義

「競争上の地位」とは，法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し，「その他正当な利益」とは，ノウハウ，信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであると解される。

法5条2号イの規定は，法人等に関する情報には，営業秘密等，開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあるが，原則として法人等有する正当な権利利益は，開示することにより害されるべきではないとの考え方に基づき規定されたものであって，「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は，当該法人等と行政との関係，その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等，それぞれの法人等及び情報の性格に応じて，的確に判断されるべきである。

b 判断枠組み

情報公開制度においては，当該不開示決定に係る行政文書に記録された具体的な情報の内容が明らかにされることはなく，また，一旦公開された情報は，いかなる者の手に渡るとも限らないこと等からすると，情報公開請求に対し，ある情報を公にすると支障が生じるか否かの判断は，当該情報が不特定の人，団体に取得され，利用されることを想定した一般的，抽象的判断とならざるを得ないし，かつ，それをもって足りる。したがっ

て、処分庁が不開示情報に該当するとする情報の類型的な性質を明らかにすることなどにより、そのような情報が公にされた場合、経験則上、支障が生ずるおそれがあることを判断することが可能な程度の主張立証をすれば、不開示情報該当性は肯定される。

また、法5条2号イ所定の不開示事由は、法人等の競争上の地位その他正当な利益にいかなる影響がどの程度及ぶかという将来の予測を内容とする「おそれ」の要件該当性を判断するものであり、少なくとも、一定の幅のある判断が許容されているのであって、そのような幅を逸脱する判断がされた場合に限り、当該「おそれ」の要件該当性が否定され、当該不開示処分が違法になると解すべきである。

(イ) 当てはめ

a 本件対象文書が存在しているか否かを答えることの意味

金融商品取引業者に一定のシステム障害等が発生した場合については、金融庁監督局に報告すべきことが求められており（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）Ⅲ-2-8（3））、実務上、金融商品取引業者は、自社で発生したシステム障害等については、当該監督指針に従って報告をしている。

そうすると、本件対象文書が存在するという事は、少なくとも、特定年月日特定時間帯に、特定会社のシステムに、顧客利便等に影響があるもの等、金融庁に報告を要する程度の障害が発生したことを前提とするものであるということになる。したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定年月日特定時間帯に、特定会社のシステムに、顧客利便等に影響があるもの等、金融庁に報告を要する程度の障害が発生した事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにすることを意味する。

b 本件存否情報が明らかになることによって、法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあること

(a) はじめに

本件存否情報が明らかになると、当該金融商品取引業者のシステムの安定性について、誤った憶測を招く可能性があり、システムの安定性の重要性や、システムの安定性についての憶測が誤りであると示すことの困難性に照らすと、同業者の正当な利益を害するおそれがある。

(b) 誤った憶測を招く可能性

監督指針の内容から明らかなおと、金融商品取引業者が金融庁に対して報告を求められているシステム障害の内容は、もとより千差万別である。

ところが、金融庁に報告を要する障害が発生した事実が明らかになると、そのことによって、当該金融商品取引業者の既存又は潜在的顧客や取引先等が、「金融庁に報告を要するようなシステム障害が起きているのだから、この金融商品取引業者のシステムの安定性には重大な問題があり、現在提供されているサービス等に重大な障害が生じているのではないか、あるいは、今後生じるのではないか。」などとして、当該金融商品取引業者のシステムの安定性を過大にマイナス評価するといった、誤った憶測を抱く可能性が高い。

c 誤った憶測を抱かれることによる不利益

(a) 金融商品取引業者は、このような誤った憶測を顧客等に抱かれることによって、その業務におけるシステムの安定性の重要性に照らし、競争上の地位や、既存顧客等と築き上げてきた信頼関係等の正当な利益が害されるおそれがある。

すなわち、金融商品取引業者がその業務を行うに当たっては、システムの利用が必要不可欠なものとなっている。

例えば、証券会社においては、顧客からの有価証券の売買注文を受け付けて、他の証券会社や金融商品取引所等に伝達するためのシステムをはじめ、証券取引口座の管理のためのシステムや、顧客情報の管理のためのシステム等、その業務の様々な部分でシステムが利用されている（このようなシステムの利用状況を踏まえ、システムリスクの管理態勢の整備が金融商品取引業者において適切にされているか否かが監督上の着眼点とされている（監督指針Ⅲ－２－８）。）。

このようなシステムの利用状況を前提とすれば、金融商品取引業者のシステムの安定性が、既存顧客による当該金融商品取引業者の提供するサービスの継続的な利用や、他の証券会社や金融商品取引所等の取引先との間の継続的な取引関係の維持にとって、重要な意味を持つことになる。また、新たに当該金融商品取引業者の提供するサービスを利用しようとする新規の顧客にとっては、当該金融商品取引業者のシステムの安定性が、他の金融商品取引業者との比較において、当該金融商品取引業者を選択する基準の一つになるのであり、新規顧客の獲得の観点からも、金融商品取引業者のシステムの安定性が、他の証券会社との競争において重要な意味を持つことになる。

このようなシステムの安定性の重要性を前提にすると、上記のような誤った憶測を抱いた顧客等は、当該金融商品取引業者の提供するサービスの利用を中止したり、他の金融商品取引業者の提供するサービスを利用することとしたり、取引を中止したりするという判断をしてしまうことになる。

このように、一旦上記のような誤った憶測を抱かれれば、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者の競争上の地位や、既存顧客等と築き上げてきた信頼関係等の正当な利益を害されることとなる。

(b) また、一旦上記のような誤った憶測を抱かれた場合、金融商品取引業者が、その憶測が誤りであることを示すことは困難である。

すなわち、誤った憶測を抱かれた金融商品取引業者は、システムの安定性についての憶測が誤っていることを示そうとすれば、発生したシステム障害の詳細な情報を明らかにした上で、当該システム障害の発生をもって自社のシステムの安定性が否定されるわけではないことを説明する必要があることになる。

しかしながら、システム障害の詳細な情報には、当該金融商品取引業者が使用しているシステムの内容、発生した障害の原因、それを認識した経緯、当該障害への対応方法等が含まれ得るところ、これらの情報は、どのようなシステムを構築するのがよいのか、障害発生時に適切な対応を執るためにどのような体制を整えておくのがよいのかなどといった点について、当該金融商品取引業者の独自のノウハウや創意工夫を含むものである。競業他社がこれらの情報を知れば、上記の点を模倣したり、分析・把握したりして、自社のビジネスの参考にすることになり、これらの情報が競業他社に有利に又は当該金融商品取引業者に不利に利用されることが考えられる。したがって、システム障害に関する具体的な情報が明らかになることによって、法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある。

このように、誤った憶測を抱かれた金融商品取引業者としては、当該憶測が誤っているものであることを示そうとすると、自社のシステムに関する詳細な情報を開示せざるを得なくなり、それによっても競争上の地位その他正当な利害を害されるおそれがあり、一旦上記のような誤った憶測を抱かれた場合、金融商品取引業者が、その憶測が誤りであることを示すことは困難である。

d 小括

以上のとおり、金融商品取引業者がその業務を行うに当たって使用するシステムの重要性や、システムの安定性についての憶測が誤りであると示すことの困難性を踏まえると、本件存否情報が明らかになった場合、経験則上、当該金融商品取引業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。したがって、本件存否情報を「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」というべきである。

イ 法5条2号ただし書に該当しないこと

(ア) 意義等

a 意義

法5条2号ただし書に該当する情報として、「公にすることが必要であると認められる」というためには、当該情報が不開示とされることによって現実に人の生命等に侵害が発生しているか、将来これらが侵害される蓋然性が高く、当該情報を開示することによってこれらの侵害が除去される蓋然性がある場合であって、当該情報を不開示とすることにより害されるおそれのある人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性と、これを開示することにより害されるおそれのある法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量して、前者が後者に優越することが必要である（大阪地裁平成17年3月17日判決・判例タイムズ1182号182ページ）。

b 判断枠組み

法5条2号ただし書の該当性の判断も、法人等の競争上の地位その他正当な利益にいかなる影響がどの程度及ぶか、人の生命等にいかなる影響がどの程度及ぶかという将来の予測を内容とする「おそれ」について判断した上で、それらを一義的・客観的な判断基準がない中で比較衡量するというものである。このような同号ただし書の該当性の判断の性質・内容に照らすと、少なくとも、一定の幅のある判断が許容されているのであって、そのような幅を逸脱した判断がされた場合に限り、同号ただし書の要件該当性が否定され、当該不開示処分が違法になると解すべきである。

(イ) 当てはめ

a 本件存否情報を不開示とすることによって、現に、人の財産等の侵害が発生しているとか、将来これらが侵害される蓋然性が高いとはいえず、本件存否情報を開示することによって、これらの侵害が除去される蓋然性も認められない。

- b 他方、上記ア（イ）で述べたとおり、本件存否情報を開示することによって、システムの安定性を過大にマイナス評価されるといった憶測を特定会社が抱かれ、その競争上の地位その他正当な利害が害されるおそれがあり、かかる競争上の地位その他正当な利益が害される程度は、業務におけるシステムの安定性の重要性や、システムの安定性についての憶測が誤りであることを示すことの困難性に照らし、多大なものとなる。
- c 以上からすれば、そもそも本件存否情報が不開示とされることによって現実に人の生命等に侵害が発生しているか、将来これらが侵害される蓋然性が高く、本件存否情報を開示することによってこれらの侵害が除去される蓋然性があるとは認められず、また、本件存否情報を不開示とすることにより害されるおそれのある人の生命等の保護の必要性と、これを開示することにより害されるおそれのある法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量して、前者が後者に優越するとも認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条2号ただし書に該当するものでないことは明らかである。

（3）審査請求人の主張に理由がないこと

- ア 審査請求人と特定会社との損害賠償請求訴訟（以下「別件損害賠償請求訴訟」という。）において報告書が提出されていることに関する主張に理由がないこと

（ア）はじめに

審査請求人は、特定会社が別件損害賠償請求訴訟において「特定年月日特定時間帯に発生したシステム障害について特定会社から金融庁に報告された内容が記載されている」報告書を提出し、特定会社のシステムにトラブルがあったことを明らかにしたことをもって、原処分はその根拠を失っている旨主張しているものと解される。

この主張の趣旨は、①別件損害賠償請求訴訟において提出された報告書に記載された情報は、既に公にされたものであること、②特定会社は、同報告書に記載されている情報を公開することに同意していることを根拠として、原処分が取り消されるべきである旨主張するものと解される。これを前提として、以下、これらのいずれについても理由がないことを明らかにする。

（イ）民事訴訟で提出されたことは情報が公にされたことを意味しないこと

a 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人は、訴訟事件の審理が公開の法廷で行われていることから、訴訟事件において証拠として提出された文書に記載さ

れている情報は、それによって既に公になっている旨主張するものと解される。

b 処分庁の主張

法5条2号イは、「公にすることにより」法人等の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。したがって、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報であっても、当該情報が既に公になっている場合には、同号イの不開示情報には該当しないことになると解される。

しかしながら、裁判の公開は、審理の公正確保という目的の限度において行われているものである。当該裁判の当事者等は、通常開示することを予定していない情報が裁判の関係者に把握されるなど、一定の不利益を甘受せざるを得ないものの、この点をもって、情報公開制度における公開のように、不特定多数の者に対する公開が予定されているとか、不特定多数の者に対する公開と同視できるなどということとはできない。

このことは、民事訴訟法の規定からも明らかといえる。すなわち、訴訟記録の謄写等は、当事者及び利害関係人に限って認められている（民事訴訟法91条3項）。また、当事者の申立てによって、秘密記載部分の閲覧等が制限され得る（同法92条）。このような規定は、訴訟事件において証拠として提出することと、何人にも開示請求権が認められている情報公開制度における公開とが異なるものであることを示すものである。

したがって、別件損害賠償請求訴訟が公開の法廷で行われ、審査請求人のような報告書が当該訴訟で提出されているとしても、それをもって本件対象文書に記載されている情報及び本件存否情報が公になっているということとはできないというべきである。

審査請求人の主張には理由がない。

(ウ) 特定会社の同意を理由として開示することもできないこと

a 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、特定会社が別件損害賠償請求訴訟において「特定年月日特定時間帯に発生したシステム障害について特定会社から金融庁に報告された内容が記載されている」報告書を提出したことで、本件対象文書に記載されている情報及び本件存否情報を公にすることに同意しており、そうである以上、これらの情報を開示しても、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない旨主張するものと解される。

b 諮問庁の主張

(a) 開示されることにより不利益を被る者が当該情報について不開示とされることによる利益を放棄したとしても、当該情報が不開示情報か否かの判断に影響を及ぼすものではない。

すなわち、法に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり（法3条）、また、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではない。したがって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

このため、法においては、開示請求者が本人であり、それを不開示とすることに実質的な意味を見出し難い場合であっても、開示又は不開示の判断に当たっては、請求者本人の「個人に関する情報」であっても、別異に扱うべきではないとされている（東京高裁平成17年4月26日判決・判例秘書L06020686も、「法は、その目的、規定文言及び立法経緯等から個人情報本人開示を認めない立法政策を採っているものと解され」る旨判示している。）。

このように、法においては、開示請求者が本人であるか否かは、開示・不開示の判断に影響を及ぼさないとされている。これは、開示・不開示の判断の対象とされる情報が開示されることにより不利益を被る者が当該情報について不開示とされることによる利益を放棄したとしても、かかる事情は開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない、ということの意味するものである。

したがって、開示されることにより不利益を被る者が当該情報について不開示とされることによる利益を放棄したとしても、当該情報が不開示情報か否かの判断に影響を及ぼすものではないから、審査請求人の主張は、主張それ自体失当である。

(b) また、前記(イ) bで述べたところから明らかなおり、民事訴訟に提出された情報は、不特定多数の者に対する公開が予定されているものとはいえない。したがって、特定会社が、別件損害賠償請求訴訟において審査請求人のいう報告書を提出していたとしても、それをもって、同報告書の内容等の本件対象文書に記載されている情報や本件存否情報について、公にすること（何人に対しても公開すること）に同意したなどとはいえない。

(c) 審査請求人の主張には理由がない。

イ 別件損害賠償請求訴訟における立証に必要であることをいう主張に理由がないこと

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、別件損害賠償請求訴訟における立証に必要であり、本件存否情報や本件対象文書に記載されている情報については、法5条2号ただし書に該当する事由があることを理由として、原処分が違法である旨主張するものと解される。

(イ) 処分庁の主張

a 上記ア(ウ) b(a)で述べたとおり、法は、開示請求者が誰であるか、開示請求者の目的や利害関係の有無等、開示請求者の個別的事情を考慮することなく、開示・不開示の判断をするべきことを求めている。

別件損害賠償請求訴訟における立証に必要であるという事情は、まさしく、開示請求者の個別的事情そのものである。したがって、このような事情は、開示・不開示の判断に影響するものではないことは明らかである。

b また、民事訴訟法は、文書提出命令の制度等の証拠収集手続を規定し、当事者間の実質的平等を図り、実体的真実の発見と公正な裁判を実現しようとしているのであるから、民事訴訟における要証事実の立証のために特定の文書に記載された情報が真に必要な不可欠であるというのであれば、本来、民事訴訟法所定の証拠収集方法によって当該文書の収集が図られるべきであって、法所定の手続によらなければかかる文書を収集することができないわけではない。その意味において、審査請求人の主張する別件損害賠償請求訴訟における立証の必要性という利益は、当該訴訟の中で実現が図られるべき性質のものであり、法所定の手続によらなければ保護されないということにはならない。

他方、法に基づく行政文書の開示は、何人であれ、これを求めることができるのであり(法3条)、しかもその際に当該文書の使用目的等を問われることもないところ、本件存否情報が開示されることとなった場合、特定会社の不利益が大きなものとなり得ることは、上記(2)ア(イ)で述べたとおりである。

したがって、仮に審査請求人の主張する利益を保護する必要性と本件存否情報を明らかにすることに関して特定会社の利益を保護する必要性を比較衡量しても、前者が後者に優越するとはいえない。

(以上につき、東京地裁平成27年2月27日判決・判例タイムズ1423号233ページ参照)

c 審査請求人の主張には理由がない。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月18日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定のシステム障害について特定会社から金融庁監督局に報告された内容が記載された文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、上記第3の3(2)ア(イ)aにおいて、監督指針により、金融商品取引業者に、顧客利便等に影響があるものなど一定のシステム障害等が発生した場合は、金融庁監督局に報告すべきことが求められており、実務上、金融商品取引業者は、自社で発生したシステム障害等について、これに従って報告をしている旨説明している。

そうすると、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定年月日特定時間帯に、特定会社のシステムに、顧客利便等に影響があるものなど、金融庁に報告を要する程度の障害が発生した旨を金融庁に報告した事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになると認められる。

- (2) 本件存否情報の公表の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、金融庁が金融商品取引業者から報告を受けたシステム障害の事実や、金融商品取引業者がこれについて金融庁に報告した事実について、金融庁がこれらの事実を公にすることは基本的にはなく、例外的に、例えば、当該システム障害に関して業務停止命令等の

行政処分が行われ、当該処分が行われた旨の公告がなされる場合には、その公告の内容として公にされることがある（金融商品取引法52条1項、同法54条の2）など、一定の場合に限って公にされることがあるのみであり、本件についても、特定会社における特定年月日特定時間帯のシステム障害が発生した事実や特定会社がこれについて金融庁に対して報告した事実が公にされたとは承知していないとのことであった。

そこで、当審査会事務局職員をして調査させたところ、特定会社の特定年月日特定時間帯のシステム障害の事実やこれに係る報告の有無について公表された事実は確認できなかった。

そうすると、本件存否情報については、これを公にすれば、特定会社について、そのシステムの安定性について疑念が抱かれるなどして、当該特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (3) なお、審査請求人は、上記第2の2(2)ウのとおり、特定会社が特定日に発生したシステム障害について金融庁に報告した報告書を別件損害賠償請求訴訟において証拠として提出しているため、特定会社にはもはや保護されるべき利益はなくなった旨主張するものと解されるが、そもそも裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、法に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、仮に特定会社が上記のような報告書を別件損害賠償請求訴訟において証拠として提出した事実があったとしても、本件存否情報が、あらゆる場面において一般に公にされるべきものとは認められないから、審査請求人の上記主張は採用できない。

また、意見書の記載によると、審査請求人は、広く投資者保護の観点から法5条2号ただし書に該当すると主張しているとする余地もあるが、本件存否情報を公にすることについて、本件存否情報を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (4) 以上より、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、原処分が、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかに

しないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子